【パブリックコメント資料】

「北広島市建築確認申請等手数料徴収条例」の改正について

１．条例改正の趣旨

建築物の構造等の最低の基準を定めて、建築物の安心・安全の増進に資すること等を目的として制定された「建築基準法」に基づき、本市においては「北広島市建築確認申請等手数料徴収条例」を制定し、所定の手数料を徴収し、業務を行ってきました。

しかし、「建築基準法」が改正され、限定特定行政庁である本市の業務範囲が変更になったことから、北広島市で行う業務が新しく追加となり、これに伴い手数料を追加するものです。

２．改正の概要

第２条、第５条、第６条、第８条、の変更、第２条の２、第５条の２、第６条の２、第６条の３、第８条の２、第８条の３、第８条の４の新設、

〇第２条第１項（建築物に関する確認申請等手数料）

床面積の合計	確認の特例がない場合	確認の特例がある場合
30平方メートル以内のもの	7,100円	5,200円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	13,000円	10,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円	19,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円	35,000円
300平方メートルを超えるもの	61,000円	61,000円

〇第２条第３項（建築物省エネ法の仕様基準の加算手数料）

区分	金額
一戸建ての住宅	6,200 円
共同住宅	24,000 円

〇第２条の２（建築設備に関する確認申請等手数料）

	金額
建築設備を設ける場合	7,100 円
確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設ける場合	4,300 円

〇第５条（建築物に関する完了検査申請等手数料）

床面積の合計	確認の特例がない場合	確認の特例がある場合
30平方メートル以内のもの	14,000円	6,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	16,000円	7,300円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円	12,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	48,000円	48,000円
300平方メートルを超えるもの	65,000円	65,000円

〇第５条の２（建築設備に関する完了検査申請等手数料）

	金額
完了検査手数料	14,000 円

〇第６条の２（仮使用認定申請手数料）

	金額
仮使用認定申請手数料	99,000 円

〇第６条の３（建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料）

	金額
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000 円

〇第８条（一定の複数建築物の認定及び認定の取消し申請手数料）

	金額
法第 86 条の８第１項の規定に基づく全体計画の認定の申請手数料	35,000 円
法第 86 条の８第３項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請手数料	12,000 円
法第 87 条の２第１項の規定に基づく全体計画の認定の申請手数料	35,000 円
法第 87 条の２第２項において準用する同法第 86 条の８第３項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請手数料	12,000 円

〇第８条の２（興行場等使用許可申請手数料）

	金額
興行場等使用許可申請手数料	102,000 円

〇第８条の３（既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料）

	金額
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道制限適用除外範囲認定申請手数料	31,000 円

〇第８条の４（既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料）

	金額
既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内建築制限適用除外範囲認定申請手数料	31,000 円

〇第９条第５項（道路位置指定証明手数料）

	金額
道路位置指定証明手数料	1,200 円

３．今後の予定

〇令和７年第１回定例会に提案予定